

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団
令和2年度 第2回 臨時理事会議事録

- 1 日 時 令和2年7月9日(木) 午後3時30分～午後4時35分
- 2 場 所 名古屋ガーデンパレス5階 竹の間(名古屋市中区錦3-11-13)
- 3 理事現在数及び定足数
現在数11名、定足数6名
- 4 出席理事 11名
伊藤 聡、伊藤靖祐、武田洋子、松岡明範、水田泰賢、長岡龍男、水越省三、鈴木孝昌、加藤義彦、新美 理、山崎拓史
- 5 理事以外の出席者
(監 事) 河本 力、安井信久
(事務局員) 田中義広、大塚あゆみ
- 6 議 案
県からの補助金対象ではないと誤認し、負担金を徴収していた認定こども園に対する補助金相当額の返金について
- 7 議事の進行等
 - (1) 議事の進行
定款第39条の規定により、理事長 伊藤 聡が議長となり議事を進行した。
 - (2) 定足数の確認
午後3時30分現在、理事現在数11名中11名の出席があり、定款第40条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。
- 8 議事の経過の概要及び議案別議決の決定
県からの補助金対象ではないと誤認し、負担金を徴収していた認定こども園に対する補助金相当額の返金について、議長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。
意見、質問を求めた。
(長岡理事) 遡って補助金は申請できないのか。
(理事長) 県は単年度精算のため、それはできない。
(山崎理事) 認定こども園は4類型あるが、すべて財団に加入できるのか。再発防止のためにも、補助金の対象となるものを明確に提示する必要がある。
(理事長) 財団には学校法人立で私立学校教職員共済制度に加入していれば加入できる。県の補助金交付要綱において「学校法人が設置する学校」と明記されているので、学校法人立の認定こども園であればどの類型でも補助金の対象になると考えている。

議長が、挙手により賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

以上の議事を明確にするため、出席した理事長、理事及び監事は記名押印する。

令和2年7月13日

理事長 伊藤 聡 印

常務理事 伊藤 靖祐 印

常務理事 武田 洋子 印

理事 松岡 明範 印

理事 水田 泰賢 印

理事 長岡 龍男 印

理事 水越 省三 印

理事 鈴木 孝昌 印

理事 加藤 義彦 印

理事 新美 理 印

理事 山崎 拓史 印

監事 河本 力 印

監事 安井 信久 印